

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第14回）

日時 令和2年10月20日（火）16：00～17：35

場所 経済産業省本館17階国際会議室

○下堀ガス市場整備室長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第14回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、柏木委員、草薙委員、武田委員、二村委員、松村委員はウェブ会議を通しての御出席になります。

なお、本日も前回と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みまして傍聴者はなしとさせていただきます、インターネット中継による公開を行っております。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には、お手元に i P a d を御用意させていただいておりますけれども、議事次第にもございますとおり、資料1が議事次第、資料2が委員等名簿、資料3がガス事業制度検討ワーキンググループ追加検討事項について、資料4が改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について、資料5が東京電力エナジーパートナー提出資料、以上でございます。i P a d に不具合がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、以降の議事進行は山内座長をお願いいたします。

○山内座長

どうも皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、今議事次第ということでありますけれども、2つの議題であります。1つ目がガス事業制度検討ワーキンググループ追加検討事項についてということ、それから2つ目が改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について、この2つということでございます。

先ほども御紹介ありましたように、柏木委員、それから草薙委員、二村委員、武田委員、松村委員はウェブでの御参加ということで、スカイプでということでございますので、発言を希望される際にはスカイプで事務局のほうに御一報いただければというふうに思います。

それでは、1つ目の議題に入りたいと思います。ガス事業制度検討ワーキンググループ追加検

討事項についてであります。これは資料3ですか、事務局からお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

それでは、資料3に沿って御説明いたします。

熱供給事業法につきましては、平成30年7月に閣議決定されました「エネルギー基本計画」におきましても記載されておりますが、「熱電一体供給も含めたエネルギー供給の効率的実施の推進を目的として、電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給システム改革実施のため熱供給事業法を改正し、2016年4月1日から料金規制の原則撤廃等」が実施されたところでございます。

この改革によりまして、電気、ガス、熱といったエネルギー源ごとに形成された市場の垣根を外しまして、熱電一体型の熱供給を行うための環境整備が進んだところでありますけれども、熱の効率的な利用及び供給源の低炭素化、コージェネレーションや廃熱などのエネルギーを面的に供給する地産地消型でのエネルギーの面的利用、バイオマスや太陽熱、未利用熱などの再生可能エネルギー熱の有効利用を一層促進することが重要でございます。

この改正後の熱供給事業法の施行状況の検証、これを踏まえた熱供給事業の在り方については、ガス事業制度の在り方と一体的に検討を行うことが有効であると考えられますので、「熱供給事業の在り方」を本ワーキンググループの追加検討事項としたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

今御説明いただいたように、本ワーキンググループの議論の題材としてといたしますか、議論の対象として、今後は「熱供給事業の在り方」についても議題として取り扱っていただきたいと、こういうふうに考えております。

何か御質問ございませんでしょうか。もし特段の御質問がないようでしたら、今後、本ワーキンググループで検討項目として扱うということといたしまして、次回以降の会合で具体的な検討に入っていきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、「熱供給事業の在り方」を本ワーキンググループの追加検討事項とさせていただきます。

今日の本題であります2つ目の議題に入りたいと思います。改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証についてでございます。

本日は、事務局のほかにオブザーバーの東京電力エナジーパートナーから資料を提出いただいております。まずは事務局、それからその次に東京電力エナジーパートナーの順でそれぞれ御説明をいただいて、その後に委員の皆様からの御質問、御意見と、議論の時間とさせていただきます。

いというふうに思います。

それでは、資料4について事務局からお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。資料4に沿って御説明をさせていただきます。

スライド1でございます。

2015年に成立しました電気事業法等の一部を改正する等の法律におきまして、改正後のガス事業法の施行状況、あるいはエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、ガスの需給の状況、小売料金の水準等の検証規定が法律でも設けられているところでございます。

また、ほかの条文ですけれども、導管部門の法的分離に当たりましてLNGの調達、あるいは保安の確保といったところも、支障が生じないように必要な施策を推進するとされているところでございまして、これら、今申し上げたようなことに関する支障がないか、併せて検証したいというふうに思っております。

7月に行われました第27回の電力・ガス基本政策小委員会におきまして、詳細な検討は本ワーキンググループで行いまして、併せて熱供給事業法の施行状況に関する検証も行うということで、検証結果を数回にわたって議論した後、結果を電力・ガス基本政策小委員会に報告することとしたいと思っております。

スライドを1つ飛ばして、スライド3でございます。

本日ですけれども、まず6つほど検証項目、これは基本政策小委員会での資料でございますけれども、そこに1から6まであります。このうち、今回は1、3、6の項目につきまして御議論いただければというふうに思っております。

その後のスライドは幾つか参考が並びますので、説明は割愛させていただきます。

スライド8に目次がありますが、この3つの項目ということで、まず1つ目、改正法の施行の状況につきまして御説明をしたいと思います。

スライド9はガスシステム改革の目的ですので、おさらいでございます。後で幾つか言及したいと思います。

資料の10でございます。具体的に法改正を行いまして、それに基づきまして、例えば2016年4月には電力取引監視等委員会の所掌事項にガス事業を追加しましたし、電力・ガス取引監視等委員会に改称いたしました。

また、2017年4月には小売全面自由化を行いまして、原則として料金規制を撤廃し、ただし、十分な競争関係が認められない9事業者においては経過措置料金規制を存置しているところでございます。

そして、2022年4月には大手一般ガス導管事業者3社の導管部門の法的分離を実施することとなっております。

スライド11から、早速、現在の競争の進展状況ですけれども、まず小売全面自由化後、これまでに82者がガス事業法に基づく「ガス小売事業」の登録を行っているところでございます。

新たに一般家庭へ供給を行っているのは35者ということで、電気、旧一般ガス事業者、LPガス、あるいは旧大口、それから旧ガス導管事業者、その他ということで様々な分野から参入いただいているという状況でございます。

スライド12でございますけれども、それを地図上に示しますと、どういったところに参入されているかということで、東京ガス区域というところが最も多くなっておりまして、比較的大都市圏では参入者が多いという状況で、直近の動きですが、8月には北海道ガス区域に北海道電力が入りましたし、10月には東京ガス・大阪ガス・東邦ガス区域にミツウロコグリーンエネルギーが参入したところでございます。

スライド13でございます。販売量における新規小売の動向でございますけれども、この折れ線グラフの青色、小売全面自由化後は8.2%だった全体に占める新規小売のシェアでしたが、現在では15%まで拡大しているということで、家庭用等、いずれの用途においても都市ガス間競争が進展しているということが見てとれるかと思えます。

次のスライド14でございますが、家庭用の販売量におきまして新規小売の割合は0から直近、全国で11.3%まで増えていますが、地域別に見ますと近畿での伸びが最も顕著だということでございます。

スライド15でございますけれども、ガスシステム改革の目的の一つに利用メニューの多様化というところがございます。事業者の創意工夫によって、今料金・サービスの多様化が進んでいるという状況でございます。小売全面自由化後、新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した事業者は125者でございます。当該事業者のエリアの需要家件数というのは全体の約95%を占めているということでございます。

また、1者1メニューのみならず、1つの事業者が複数のメニューを提供しているというところも相当数あるというところでございます。

では、具体的にどんなサービスメニュー・料金メニューがあるかというのを類型化したのがスライド16でございます。新たな料金メニュー、それから電気・通信など、サービスなどのセット割、各社のポイントにするなどのポイントサービス、エネルギーの見える化サービス、あるいはガス関係ということで暮らしサービス、そして電力の買取サービスを行っている事業者もいらっしゃるというところでございます。

次のスライド17以降は、これも網羅できているわけではなくて、たくさんのメニューがありますので、幾つかの事例をここに挙げているということです、個別の説明は割愛させていただきたいと思います。

赤字にしているのは新規参入者におかれても、こういう新たなメニューを考案していただいで提供していただいているというところで、旧一般ガス事業者、新規事業者、満遍なくいろいろなサービスを提供していただいているということでございます。

スライド20だけ少し御説明させてください。ガスシステム改革のもう一つの目的であります天然ガスの利用方法の拡大というところで、これは旧一般ガス事業者も一生懸命取り組んでいるところではありますが、新規参入者も単独、あるいは旧一般ガス事業者と連携して、ガスコージェネレーションシステムを導入するなど、天然ガスの多様な利用方法の提案を行っているということでございます。

左側の例は、オブザーバーでもいらっしゃっています東電E Pさんが虎ノ門の森ビルの再開発のところで都市ガス、あるいはガスタービンを入れて、コージェネでも電気と熱を供給しているという事例でございますし、右側のCDエナジーダイレクトは地元の埼玉の入間ガスとINPEXとトーヨーアサノさんと連携してコージェネレーションを設置して瑞穂町の地域スマートエネルギー会社を設立しているという事例でございます。

競争の状況というのは以上でございます、またほかの論点、小売料金とかそういったものもまた次回以降、検証していきたいと思いますが、次の項目として、法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策というのを御説明したいというふうに思います。

スライド22でございますが、導管部門の法的分離に当たりましてLNGの調達並びに保安の確保、これに支障があるかどうかというのを、まず検証を行いたいというふうに思いますが、調達に当たりまして、法的分離の対象となる3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）に確認を行いましたところ、電力会社において送配電分離に伴う格付への影響がなかったということを踏まえまして、分社化に起因する各社の格付への影響、それに伴う新規の調達金利の上昇、国際的な市場でのLNGの調達競争力の低下等におきまして、現時点で具体的な懸念は示されなかったというところでございます。

一方で、保安の確保につきましては法的分離に際しまして行為規制が課されます。これによつて的確な災害対応が取れなくなる懸念というのが事業者から表明されたこともありまして、これの解消に向けて必要な検討を行うこととしてはどうかと思っております。

次のスライド23でございますけれども、大きな地震など、万が一大規模な供給支障が発生した場合には、これまで都市ガス業界を挙げての応援体制を確立するという事業者間連携の枠組みが

既に確立されているところでございます。

新規小売も含めて、導管、小売、製造の各事業者が連携して対応に当たることは大変重要でございますし、こういった連携体制を法的分離後も維持できるような施策を検討する必要があるのではないかとこのように思っております。

スライド24でございますけれども、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者、これを「特別一般ガス導管事業者」と言いますが、これに対して行為規制が課されることとなりますが、災害等の緊急時に一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者と連携して復旧活動に取り組むことというのは経済産業省令において行為規制の禁止の例外として規定することとなっているところでございます。

というルールはあるんですけれども、実際にどんな行為が禁止になるのか、例外に当たるのかというところを明確化するというのは大事なことでございまして、スライド26でございますけれども、特別一般ガス導管事業者が躊躇なく、迅速かつ的確に復旧活動に対応できるように、こちらに掲げているような対応は、行為規制上の位置づけを「適正なガス取引に関する指針」上で明確化することとしてはどうかと思っております。

1つ目が、平時の訓練・情報共有。緊急時に動けるための平時からの準備ということでございます。

2つ目が、非常災害発生前の準備行為等でありまして、台風上陸前など何らかの供給に支障が生じるおそれがある場合、予測できる場合において、その体制を整備するなどの準備行為でございます。

3番目としては、大変人手が必要な、復旧等には人手が必要ですので、小売・製造事業者による一般ガス導管事業者への業務支援というのを書いております。

4番目として、意思決定・指揮命令系統を統一化して、迅速に対応できることというところも明確化してはどうかと思っております。

こちらの論点につきましては、以上のことをガイドラインで明確化することを事務局として御提案したいというふうに思います。

続きまして、論点の3番目でございます需給状況というところでスライド30を御説明させていただければというふうに思います。

需給状況につきましては、詳細は次回にまた検証したいと思いますけれども、自然災害の頻発・激甚化する昨今におきましても、大規模な供給支障や、需要に比べて供給が極端に逼迫する事態は特段、現時点で生じていないというふうに思っております。

他方で、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害しないための振替供給という仕組みにつきまし

て、今から4年前のガスシステム改革小委員会で、そのコストについて検証過程の中で検討することとなっておりましたので、そういうことなどを踏まえまして、今回は振替供給の状況というのを検証することとしたいと思っています。

振替供給と申しますのは、ガス小売市場への参入に当たりまして、自ら獲得した需要、これを満たすだけの十分な製造設備、これを適当な場所に設置することを厳格に求めた場合に、活発な市場競争が阻害されるおそれがあるということで、小売全面自由化後もガス導管事業者の指示に基づいて、ガス小売事業者、ガス製造事業者が振替供給を実施しているというものでございます。

スライド31ですけれども、振替供給にはコストがかかりまして、そのコストを一般負担としてガスシステム改革小委では整理された、当分の間、一般負担とすることが整理されたわけでございますけれども、新規参入者の製造設備の形成状況とか、あるいは一般負担として整理したことがガス小売事業者間の競争関係を過度にゆがめていないか、こういった視点を踏まえて、検証過程の中で改めて検討することとなっております。

また、小売全面自由化後3年以上が経過いたしまして、新規参入者は新たな設備形成等を獲得した需要を満たすための供給力の確保及び確保に向けた検討をまさにやっているところでございます。

こういった状況の中で、新規参入者に振替供給についての確認を行いました、幾つか意見が出されたところでございまして、出された意見や現状も踏まえてコスト負担の考え方を検討するとともに、それに加えて振替供給の現在の運用状況を確認して、必要に応じて見直しを行うこととしてはどうかと思っております。

スライドを少し飛ばして34でございます。

振替供給に係る、まずコストの考え方ではありますが、新規参入者の供給力の確保状況につきまして、幾つか新規参入者、段階が異なる方が混在している状況にあるのかなと思ひまして、①、②、③と図示してありますが、①として、まず複数ある払出エリアのうち1エリアのみで供給力を確保している者と、②として、販売量の増加等を踏まえてほかのエリアでも新たに供給力を確保した者、③として、既に複数エリアに一定の供給力を確保した者が混在している状況にあると思っております。

振替供給のコストは一般負担と整理しているところではございますけれども、これはガス小売事業者間の活発な競争を促す観点から当分の間経過措置的に行うこととされていたものでありまして、ガス小売事業者間の競争が十分に確保されていると認められる段階になれば、振替供給コストは特定負担とする考え方もあるのではないかと思います。

しかしながら、小売事業者間の競争を過度にゆがめている事実というのは現時点で認められな

いということと、供給力を有しないエリアへの振替供給コストを特定負担としては当該エリアへの販売活動を躊躇させて、当該エリアでの新規参入者の競争条件を相当程度悪化させることになりかねないとも考えられるところでありまして、供給力を有しないエリアへの振替供給コストは、引き続き当分の間一般負担とすることとしてはどうかと思っています。

あわせて、状況も見ながら、それでいいのかどうかというところも、また法的分離後の検証の機会に改めて検討することとしてはどうかというふうに思っております。

他方、もう一点論点がありまして、②や③の者が依頼する供給力を有するエリアへの振替供給の可否やコスト、これはこれまでに整理されていないというところがございますので、これをどのように考えるかという論点が残っているものでございます。

次のスライド35でありますけれども、事務局で振替供給の現在の運用状況につきまして確認を行いました。新規参入者からは、そのスライドにありますような御意見がA社、B社、C社から寄せられまして、それぞれについてまとめたところ、下のような検討課題に集約できるかなと思っております、これら3つを検討することとしてはどうかと思っています。

1つ目としては、供給力を有するエリアへの一時的・臨時的な振替供給、2つ目は、振替供給可能量等の利用条件の透明性確保、3番目で、複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否でございます。

スライド36でございますが、検討課題の1つ目でございます。供給力を有するエリアへの一時的・臨時的な振替供給につきましては、第24回の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合や第2回のこのガスワーキングにおいても既に新規参入者から要望がなされているところでありますが、一般負担で一時的・臨時的な振替供給を必要とする事由としては、例えば設備増強工事とか、供給信頼性向上の工事等が挙げられているところでございます。

確かに、この複数エリアに供給力を有する新規参入者が設備増強とか信頼性向上工事を行う場合の一時的・臨時的な振替供給コストを一般負担として整理した場合は、新規参入者が有する設備の供給能力の向上、安定性向上に一定程度資するとは考えられるかと思います。

他方でスライド37でございますけれども、しかしながら、これを一般負担として認めた場合は、供給安定性の確保が不十分な設備を建設してまず供給を開始して、その後一般負担での振替供給を活用しながら設備の供給安定性向上を図る行為を助長するという可能性も否定できないわけでございます、仮にそうなった場合はガス小売事業者としての供給能力の確保というのはなかなか難しい状況になり得ると考えられるのではないかというふうに思っております、これを振替供給、一般負担による振替供給の対象とすることは妥当ではないのではないかというふうに考えております。

仮に工事などを行う際に供給を停止する場合に、手段がないわけではなくて、代替的には、例えば適正なガス取引に関する指針におきまして、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガス卸供給を行うことが望ましい行為として位置づけられているということもありますし、実際に相対卸契約が成立した事例もあるというふうに認識をしておりますので、まずは当事者間で相対交渉が行われて、必要な卸供給が行われるということが期待されるのではないかというふうに思っております。

次の検討課題2は、スライド39でございます。

振替供給可能量等の透明性確保でございますけれども、振替供給はガス小売事業者が有する製造設備の余力の範囲内で行われるということとして、その余力の範囲を超える託送供給依頼があった場合は、ガス導管事業者はその義務を履行できない可能性がある。つまり、その振替供給を断るということになるかと思えます。

新規参入者の視点に立てば、販売戦略の立案、あるいは供給力確保に向けた検討を円滑化し、事業予見可能性を確保する観点から振替供給の上限量や残量の開示を求める要望がなされているところでございます。

この点、適正なガス取引についての指針におきまして、ガス導管事業者はこの中立性確保の観点から託送供給の業務に関して知り得た情報を目的外利用することは禁止されているところでありまして、新規参入者の事業予見可能性確保とガス導管事業の中立性確保との調和をどう図るかというのが論点でございます。

事務局からの御提案でございますけれども、まず新規参入者から振替供給依頼がなされた量、これが振替供給可能量の上限值内、つまり振替供給可能だという状況であれば、ガス導管事業者が振替供給可能だという旨を回答すれば、新規参入者の事業予見可能性は確保されるのではないかというふうに考えられます。

他方で、振替供給依頼がなされた量が上限値を超過する場合、「振替供給不可」であるという情報だけ開示されたのでは新規参入者の事業予見可能性が十分に確保されるとは言えないというふうに思いまして、そういったことを踏まえまして、振替供給依頼がなされた量が上限値を超過する場合には、新規参入者側に不当に競争上の情報を入手する意図等が認められない限り、振替供給可能量を開示することが妥当ではないかというふうに思っております。

検討課題2は以上でございまして、最後の検討課題3がスライド41でございます。

振替供給が複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否ですが、下に図がありますけれども、エリア①にのみ供給力を有するガス小売事業者Yからガス導管事業者に対して、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼があった場合は、ガ

ス小売事業者Xに対して振替供給を行うべき旨の指示を行うことによって託送供給を実現している。

小売Yがエリア②に供給力を有した場合のエリア②への一般負担での振替供給、要は足りない分の利用可否については、これまで審議会等で整理されておりませんで、現時点においてエリア②の需要家への一般負担での振替供給は行われていないという状況でございます。

しかしながら、今まで御説明してまいりましたとおり、エリア①からエリア②に振替供給をするという、この振替供給可能量には上限が存在するという、①をとにかくどんどん大きくして、エリア②に供給を拡大するというのは物理的に一定の限界が存在するという。加えて、エリア②に立ち上げる場合は、通常はいきなり大きくというよりは段階的に事情を見ながら立ち上げていくというのが一般的であるという、こういった事情を踏まえますと、小売Yがエリア②で新たに確保した供給力によるガスの供給を開始した後、一定期間は、エリア②で不足する供給力につきエリア①からの一般負担での振替供給を認めることとしてはどうかと思っております。

こうすることによって、エリア全体への託送料金への影響はあるものの、販売量の増大、商圈の拡大に伴って新規参入者が新たな供給力を確保して、ガス市場の競争を活性化することにも資するのではないかと考えていますが、1つ、今一定期間というところで、どのくらいの期間なんだということが大変重要な論点であると思いますが、その参考のスライドが42でございまして、新規参入者が新エリアに供給力を確保した場合、必要な供給力を確保するまでに必要な手続としては、いろいろあります。ガス導管事業者へ受入検討を申し込み、回答が得られた後に設備増強工事をしたり、それと既存導管ネットワークの受入設備への接続工事を実施したり、ガスの導管注入を実現するという過程が一般的でございます。

この期間につきましては、過去の事例を踏まえますと、受入検討申込への回答がなされてから3年間という数字が上がっているところでございます。

したがって、先ほどの小売Yがエリア②で新たに供給力を確保した場合に、一般負担での振替供給の利用継続を認める期間は、例えば3年間としてはどうかと事務局としては思っております、ぜひ御議論いただければと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、引き続き東京電力エナジーパートナーの佐藤オブザーバーから資料5、これについて御説明をお願いいたします。

○佐藤オブザーバー

東京電力エナジーパートナーの佐藤でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

ガス事業において我々新規参入者の最大の課題なんですけれども、これは供給力確保でございます。こういった意味で振替供給は供給力確保の大事な要素であるというふうに思っています。

その上で、本日は振替供給制度の在り方について、現在抱えている課題と要望を御説明いたします。

まずは、1 ページ目を御覧ください。

初めに、現在の振替供給制度に関してです。

ガスは、その物理的特性から、届く範囲には限界があります。自ら販売を行うための製造設備を、その需要にガスを届けることができるエリアに設置することが必要であります。ということが過去に整理されました。

あわせて、都市ガス全面自由化に向けて競争を促進する観点から、振替供給制度を当面の間一般負担としていただいたところでございます。この振替供給制度は、新規参入者にとって必要不可欠なものです。実際に利用し、また自社供給力への切替えを検討していく中で幾つか課題も見えてきております。

本日は、その課題を3点御説明させていただきます。

2 ページ目を御覧ください。

課題の1つ目ですが、これは振替供給の利用可否判断についてでございます。

現在、振替供給の対象となるエリアに少しでも供給力を持つと、そのエリアの振替供給全量が利用不可になるということになっております。

下の図を御覧ください。

当社が「払出エリアA」に100万トン供給力を保有し、エリアB、Cには、振替供給でそれぞれ30万トン、20万トンを販売していたという状況があったとします。このケースにおいて、当社がエリアCに10万トンの供給力を保有した場合、当社は払出エリアCへの振替供給が利用できず、供給力が不足するということになります。

よって、自社供給力への切替えを行う場合、小規模な供給力を段階的に立ち上げるのではなく、将来販売計画分も含めた大きな供給力をつくる必要がございます。

旧一般ガス事業者様は、需要の伸びに応じ段階的に設備形成してきた結果、今の供給力構成になっているものと理解しておりますが、同様に、新規参入者の需要も段階的に拡大するために、その設備も段階的に形成されることが自然でございます。

一方、現状のルールでは段階的に設備形成をすることができませんで、また取引市場や強制玉

出しなどの制度がない中では、自社供給力への一括切替は困難な状況でございます。

よって、振替供給の利用可否判断については、より柔軟な対応をお願いしたいと考えております。

次のページに移ります。

課題の2つ目は、振替供給可能量の上限値確認でございます。

現在、振替供給可能量の上限値は開示されておりません。小売は希望する供給振替可能量に対して可否判断を得ることができるのみであり、その残量は非開示でございます。

そのため、いつまで振替供給を利用できるのかは分からず、振替検討の結果、突然振替供給不可となることも考えられまして、営業活動の予見性確保は難しくなっております。

よって、営業活動のみならず、設備計画の予見性確保のためにも、振替供給可能量の残量に関する情報開示が必要であるというふうに考えております。

次に、4ページを御覧ください。

3つ目の課題でございますが、これは設備形成時の課題です。

当社は、継続的に自社設備の形成を検討しておりますが、主に2つの理由によって速やかに十分な容量の設備を形成することは容易ではないというように考えております。

1つ目は、熱量設備を建設することができるポイントが限定的なことです。

左側のパートを御覧ください。

熱調設備を建設するためには、新規参入者のLNG基地近傍で建設用地があること、さらに十分なガス量を注入することができる導管事業者様の高圧バルブステーションが存在すること。さらに、LPGが安定的に、大量に手配できる立地であること。といった条件が全て整う必要がございます。

このような条件の整う地点となると非常に限定的となります。

2つ目の理由は、導管ネットワークへの接続ポイントでの受入制約により、熱調設備の容量や費用に影響が出ることでございます。

右側のパートを御覧ください。

熱調設備から接続可能な高圧バルブステーションが見つかった場合、そこに対する「注入可能上限量」は導管事業者様へ受入検討を繰り返さなければ分かりません。この「注入可能上限量」が当社の希望するボリュームよりも小さい場合、更に他の高圧バルブステーションへ接続することになりますが、そこまでの導管工事やバルブステーションへの接続工事の費用を踏まえますと、LNG基地から直接導管ネットワークへガスを注入可能なガス会社に比べまして競争力が劣後してまいります。

当社も供給力を確保するため、熱調設備を建設いたしました。が、接続する高圧バルブステーションを選定するための事前検討や実際にガスを注入するための受入検討、熱調設備の工事などで運転開始まで3年から4年ほどかかっております。

高圧バルブステーションの数が限られていること自体は、無用なコスト上昇を避けるために導管事業者様が効率的な設備形成を行った結果と受け止めておりますが、我々新規参入者が既存の設備に併せ、熱調設備を新設することは容易ではないことを御理解いただきたいと思いますと考えております。

最後のスライドになります。

供給力を自ら保有することが原則であることは理解しておりますが、これまで説明しましたとおり、熱調設備の建設ポイントやネットワークへの接続ポイントに制約がありまして、新規事業者の意向だけで十分な容量の熱調設備を新設することは容易ではありません。

また、製造事業者から卸供給を受け、供給力を確保している小売事業者の場合、卸元の設備計画によっては、供給力確保の不確実性は更に高くなります。

このような状況を踏まえ、以下2点を要望いたします。

まず1つ目、新規参入者が十分な設備形成を形成するまでの期間は、振替供給の対象となるエリアに供給力を保有する場合においても、振替供給の対象とすることをお願いします。

次に2つ目、導管事業者様が振替供給可能量の残量を開示することをお願いいたします。

説明は駆け足になりましたが、これらを実現することが「供給力を自ら保有する原則」と「競争促進」を両立させるためにも必要と考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局、それから東京電力エナジーパートナー佐藤オブザーバーからの説明が終わりましたので、これから議論に入りたいと思います。

御意見、御質問がありましたら御発言願いますが、フロア、会場にいる皆様は、例によってお手元の札を立てていただくというルールにいたします。それから、柏木委員、草薙委員、武田委員、二村委員、松村委員については、スカイプのチャットでこちらにお知らせいただくということになります。ですので、順番がちょっと前後することがあるかもしれませんが、その辺は御容赦いただければというふうに思います。

それでは、どなた様でも結構でございますので、今までの事務局、それから佐藤オブザーバーからのプレゼンについて何か御質問、あるいは御意見があれば御発言ください。いかがでございます

でしょうか。

今画像が出ていますので、画像を出している方は手を挙げていただいても結構ですけれども。

草薙委員、どうぞ御発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。御丁寧な御説明に感謝いたします。草薙でございます。

まず、事務局資料の26ページから27ページのあたりを質問させていただきたいと思います。

「明確化が必要な事項」というものを精査してまいりますけれども、「平常時の訓練・情報共有」ということで製造・一導・小売各事業者がかなりの情報共有をするということが言われているというわけであります。これは顧客情報の中に純粹に競争上の情報と、それからそうでない保安関係の必要情報が分かたれていて、そして、とりわけ保安の情報については平時から共有し得るものだと理解しましたけれども、その理解でよろしいのかどうか。競争を阻害する要因はないと安心していいのかどうか、これを確認させていただきたいという意味で、その私の理解で正しいか質問をさせていただきます。

あと若干コメントさせていただきます。

まず、事務局資料の32ページの振替供給を一般負担とするか、特定負担とするかということで場合分けを丁寧に議論していきたいということには賛成いたします。

それで、42ページの検討課題（3）のところですが、「複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否」のところでは3年間というお話がありました。これは、私としては3年間は随分長いなと。下にございます表を見ましても1年11か月、2年、2年1か月、2年3か月というような期間がある中で3年間。まあ、十分だなという見方もあるでしょうけれども、期間の取り方としましては、供給力を確保する意思表示という部分が鍵になると思っております。そこで、結局そのような意思の表示というものが確認されてから3年間というのでもいいのかなと。受入検討申込から回答が得られるまでは3か月ということになっておりますので、申込から3年間というようなことでもよろしいのではないかと。そのエリアにガス小売で入っていきたいという意思表示をしたときという部分でいけば、一導側がどういう態度を取ろうと、期間は確定するということになりますので、そのほうが合理的ではないかというふうに思いました。

それから、東京電力エナジーパートナー様の御説明ですが、丁寧な御説明をありがとうございました。

一番最後のスライドで御要望が2つございます。これにつきましては、要望1は私は大変もったもんな御要望であって、お認めすべきではないかというふうに思います。

これまでこのようなことができなかったことがむしろ不思議なぐらいでありまして、しかし、制度がなかったという旧一般ガス事業者の理屈も通っているということだと思います。これまでにない新たな事象について一般負担になることを旧一般ガス事業者の勝手な自社の判断で決めるということは確かにふさわしくない。制度上の根拠を持たせるべきというふうに思いますので、今回、この御要望をお認めするということがよろしいのではないかというふうに思います。

続きまして要望2なのですけれども、「導管事業者が振替供給可能量の残量を開示すること」ということでありますが、これは経営情報の開示というようなことにもなりかねず、なかなか難しい面があるのかもしれませんが。単に導管の圧力のみならず、ガス製造のオペレーションで不都合が生じることがないのかということをチェックするなど、チェック項目は多いのだろうというふうに思います。

その一方で、振替供給可能量が示されませんと、新規参入者は安心して需要開拓ができないということもあろうかと思います。そういうことからすると、しっかりと他のエリアはどうなっているか。つまり、今回は東京電力エナジーパートナー様から御説明をいただきましたけれども、他のエリアで同じような例はないか。例えば、振替供給可能量を情報としてかなり開示している、新規参入者に向けて出しているという一導はないのかというようなことを調査していただくのも一考に値するのではないかというふうに思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

では、取りあえず質問の部分だけ。

○下堀ガス市場整備室長

では、冒頭質問がございましたので、そこについて事務局からお答えさせていただきます。

災害等における情報の管理で、その必要な情報、不要な情報というのはどう整理されているのかという論点かと思います。

スライドの24のガス事業法の大原則に立ち返っていただければと思うんですけれども、スライド24の真ん中ぐらいにガス事業法第五十四条の五とありまして、「特別一般ガス導管事業者の禁止行為等」というところで、まず「特別一般ガス導管事業者は、当該特定関係事業者の子会社等に委託してはならない。」とあります。「ただし」と。「ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない」と。つまり、もうここに書いてありますとおり、とにかく適正な競争環境を阻害するおそれがある情報は駄目よと。そうじゃない場合が、この省令によって例外が定められておりまして、その前提の下でガ

イドラインに明確化するということですので、御心配には当たらないかなというふうに思っております。

それから、すみません、もう一点だけ補足させてください。

次に、御意見のありました振替供給の（３）のスタート時点の話でございますけれども、私の御説明がちょっとクリアでなかったら大変申し訳ないんですが、改めてスタート時点を整理しますと、実はスタート時点についてはスライドの41にございます。振替供給が、エリア①で供給を持っていて、急にエリア②のほうに製造設備の供給力を持った、持ち始めたところです。上のリード文で言うと、上から３つ目の丸ですけれども、その３行目の太字部分ですが、「小売Yがエリア②で新たに確保した供給力によるガスの供給を開始した後一定期間は、一般負担での供給を認めることとしてはどうか」ということございまして、この供給力を持った瞬間から振替供給がある意味止められると問題がありますので、この供給力を持った後一定期間というふうな、スタート時間はこうさせていただいて、すみません、スライド42で御説明しているのは、では、参考までにその期間をどうするかといった観点の場合は、こういった導管事業者への受入検討の申込み、回答の受領があってから３年間というのが、おおむねヒアリングを通した結果、そう言えるのではないかとということで、３年間の整理というのがスライド42にございます。

すみません、誤解を招きましたら申し訳ございませんが、以上でございます。

○山内座長

草薙委員、いかがですか。よろしいですか。

○草薙委員

はい、結構でございます。ありがとうございました。

○山内座長

それでは、先に松村委員から発言希望がありますので、その後で大石さん、それから市村さんに。

では、松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員

ありがとうございます。聞こえますか。

事務局の提案、基本的に全て支持します。合理的な整理が出てきたと思います。まだ細部は、詰めなければいけない点は多くあると思いますが、この方向で進んでいけばよい案が出てくると思います。

それから、東京電力からの要望もかなりの程度合理的なものが多く、それは具体的に事務局の提案の中にかなり織り込まれているというか、事務局案に沿って対応すればかなりの程度解決す

と思います。情報の点については、御要望は確かにそのとおりですが、恐らく東京電力だって公表を望んでいるのではなく、事業者の予見可能性を高めるということだと思いますので、いろいろなやり方で対応できると思います。実質的にこの予見可能性を高めることに資する対応は十分可能だと思いますから、要望にかなうよう事務局も十分考えていただければと思います。

さて、振替供給ですけれども、まず、そもそも私たちが認識しなければいけないのは、これはあくまで余力の範囲で対応するということで、対応するために新たに設備投資を強制するようなものではない。さっきの情報開示もそうですけれども、これぐらいは大丈夫ですと一旦回答したら、その後状況が変化したとしても、それを守るために設備投資を強いられる話をしているわけではない。そうすると、もともとこれに対応したからといって膨大なコストがかかることは、本来は非常に想定しにくい状況だということを考えた上で、合理的な振替供給が、新規参入者に対する嫌がらせの結果、やたらと制約されないようにすべき。

ただ、そのようなものにいつまでも頼るわけにはいかない。これは経過措置だというようなことを考えれば、今回の事務局のような整理で一定の枠をはめるというところが部分的に出てくるというのは合理的だと思いますが、その点十分考えていただきたい。

それで、先ほど問題になったスライド42です。この「3年」に関して、私は草薙委員が誤解したのではなく、事務局の案は分かっているけれども、3年は長過ぎるのではないかとの問題意識で、同じ3年でも、出発点をもう少し前にすれば短くできるという提案だったと思います。ただ、参入の意思表示をしたとしても、設備を作って参入するという意思表示じゃないことだって当然あり得るわけです。卸供給を受けて参入することだってあり得るし、もちろん、振替供給受けるということだってあり得るから、それは実務的に難しい。

それから、私は逆に3年で大丈夫かと心配している。先ほど東京電力からも具体的にあった熱調設備の問題で対応が難しいときに3年でいいのか。ある程度までは対応できるけれども、それよりももっと大きくしようとすると、熱調設備をもっと増強しなければいけない。増強しなければいけないのだけれども、いろいろな制約によってとても難しいという問題があったときに、これも冷たく「駄目」と言うべきなのか。そもそも熱調をなぜしなければいけないのか。そもそも熱調なんてしないというか、バンド制に移行すればこんな問題は起きなかったわけで、そもそも熱調を続けるというのは、これから結論が出るわけですが、ネットワーク部門の都合と、需要家全体の利益を考えて、あえて熱調を続けるということになると思うので、これ一般負担にするのはそんなに不自然ではない。ただ熱調設備は、パイプラインの増強だとかに比べれば、はるかに短い期間で本来はできるはずで、本当に実質的に問題なのかは、私は確信していないんだけれども、もし本当に熱調で、それも本当にもっともな理由だということがあったとすれば、こ

れはもう一回考える余地があるのではないか。

一般ガス事業者も、あれだけ熱量バンドのことで強い反対をした手前、これは熱調の制約が本当にあるとすれば、相当程度ちゃんと協力してほしい。これが原因で参入阻害にならないことを願っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

すみません、気がつかなかった。佐藤オブザーバー、発言を御希望ということでよろしいですか。順番があれですけども。

よろしいですか。

それでは、次は大石委員どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

先ほどからのお話の点につきまして、私自身が確認したいので質問させていただきます。今回の論点の1つである振替供給に係るコストの考え方については、32枚目のスライドのところにありますように、2016年のガスシステム改革でこのような考え方が整理されました。

今回話しておりますのは34枚目のスライドのなかの、振替供給でも類型が①、②、③、④と4つに分けてありますが、今回はそのうちの②と③について話しているという理解で間違いないでしょうか。

○下堀ガス市場整備室長

類型①も含めてでございます、①は前回、当分の間これでやると決めたのを、本当に引き続きこれでいいのかというのも、まずこのスライド34で整理をしております。

加えて、②、③ですけども、供給力を持つところと持たないところでどう考えるかという、一般的な原則はこのスライドにあり、でも一方、供給力を持ち始めたときはどうするかというのは、では一定期間一般負担でどうかというのは後のスライドに出てくると。そういう整理でございます。

○大石委員

ありがとうございました。

そうしますと、先ほどから出ております42ページのスライドの、この3年間というのは、一定の期間というのを3年間にしようという話で、これはこの類型の①、②、③全てに係る期間という理解でよろしいでしょうか。

○下堀ガス市場整備室長

はい、全てに。その供給力を新たなエリアで持ち始めたときに該当されるということでございます。

○大石委員

ありがとうございます。

ガスシステム改革で、当初この振替供給について議論していたときには、一需要家と言いますか消費者として大変迷った記憶があります。既存のガス事業者さんと、それから新規参入される事業者さんの、それぞれの言い分がありまして、既存のガス事業者さんにとしてみると、新規参入してくる事業者のために導管の託送料を需要家全体で賄うことになるので需に負担がかかりガス料金の値上げにつながる可能性があるのだ、というお話しでした。一方、新規で参入する事業者さんからは、そうやって新規参入があることで競争が起こり、結果として全体のガス料金は下がるので、需要家にとってはプラスになるのだ、ということで、どちらの言い分は事実なのか、迷いながら議論を聞いておりました。

実際にガスシステム改革で自由化となり3年経ち、では本当に競争が起きているのかどうか、経過措置を外せる状況かどうかについては、これから検討していくのだと思います。数字としてはいくつかの根拠が示されておりますが、今回、経過措置を外すことについて、実際に競争が起きていると考える根拠、これ以上特別な措置をする必要はないと考える根拠とその見極めるための条件を、今回きちんと議論しておく必要があると思いながら聞いておりました。これは質問と申しますか意見になりますが、何を持ってしっかり競争が起きていると見るのかという点について、「十分に確保されてから」と書いてはあるのですが、その具体的な条件を明確にするということで、ご検討いただければありがたいなと思いました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

では、市村委員どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。

私からは、大きく分けて2点でございます。

まずは1点目ですけれども、まず法的分離後の行為規制についてでございます。

この点については、法的分離後において、法的分離が行われたことによって保安の体制に支障が生じたといったようなことがあってはならないということだと思いますので、そういった観点

は非常に重要なポイントだと思っております。

その上で、先ほど少しやり取りいただいていたところに関して私の理解を申し上げさせていただくと、平常時の訓練などにおける情報共有というところでございますけれども、いわゆる競争に影響を与えるような情報というのは、こういった中では出てくることはあるんだと思っています。ただ、他方で、これはまさに訓練とか、そういったことをする必要最小限度、その必要な範囲内において提供されるということであって、それを競争に使ってはいけないと。これは当然のことですので、そういった観点からは、必要最小限度の情報共有というのは、災害時の保安の体制をきちんと確保するために平時から必要な最小限度の情報については共有をする、競争情報であっても平常時の訓練で必要なものがもしあればそれも必要最小限度の範囲において共有される、そういうことかなというふうに理解しているところでございます。

次が、振替供給についてです。振替供給に関しては、基本的に事務局提案については異存がないというふうに思っておりますが、2点ほど述べさせていただければと思います。

まず、利用条件の透明性の確保というところで、40スライド目あたり、39スライド、40スライド目のところです。

まずこちらなんです、ここは対立する利益というところ、それによって開示をする必要性がどれだけあるのかというところと、それによって被る不利益というのがどういったところにあるのか。この比較衡量の問題だと思っています。

目的外利用の観点というところを挙げられていますが、これもいわゆる託送を利用するために必要な範囲だということであれば、必ずしも上限量を振替供給可能量、上限量含めて全体を開示するということも、これはあり得ると思っています。

現に電気事業のほうでは、発電設備に関する情報ということで、これは系統の予見性、コネクト&マネージを実現するための系統の予見性を確保するといった観点から、送配電事業者が開示をします。ただ、これは守秘義務とかいろいろな形で一定の制約を持ちながらやっていますが、そういったこともございますので、今回製造設備に関する情報というところで、若干毛色というか、導管に関する情報と全く同じではないというところには留意する必要があると思いますけれども、他方で、先ほど東京電力エナジーパートナーさんから御指摘のあったような必要性というところと、それを開示することによってどれだけ不利益があるのかというところをきちんと精査した上で、どこまで開示をすべきかというところを議論すべきではないかと思っていますのでございます。

その観点から、ここは恐らく中身としても違うところもあると思っていますが、基地の第三者利用の際に開示する情報というのがどの程度であって、それと今回の開示する情報というところ

の差といったようなところも併せて整理しながら検討していくというところが必要になってくるのかなと思っているところでございます。

もう一点が最後の複数エリアのところに関連するところではあるんですが、まず本来的にやはり自らの供給力は自ら確保する、これが大原則だと思っております。

そういった観点からすると、スライド34ページ目でございますけれども、類型①のような場面であったとしても、場合によっては何か一定の期間というのを設ける必要もないのかなというふうには、正直、この資料を見ながら最初思ったところです。

ただ、他方で、先ほど東京電力エナジーパートナーさんのコメントもありましたが、やろうと思ってもできないといったような状況もあるということも併せて考えなければいけないということもあろうかと思ひますし、片方のエリアだけずっと供給力をどんどん増やして、他方のエリアで需要家を取っていくというのにもやはり限界があると。そういった観点からすると、今回の事務局提案というのはバランスの取れた中身になっているのかなと思っているところでございます。

最後でございますけれども、この3年間というところも1つの案だと思っています。この3年間というところであったとしても、仮にその3年超えてまだ供給力は十分じゃないというときにも、ここは私の理解では、振替供給というのは使えなくなったとしても相対でやるということも可能だと思いますので、ここら辺については当然のことながら真摯に協議をしていただいて交渉していくといった形になるかと思ひます。そういった観点も含めて考えると、3年というところで区切った上でやっていくというのも1つの整理かなと思っている次第です。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

では橘川委員、御発言をどうぞ。

○橘川委員

まず、前段のシステム改革の検証の件ですけれども、このワーキンググループでも、前の小委員会でもずっと問題になっていたと思うんですけれども、非常に、特に小売の、小口のところで地域差が激しいと。大石委員も大分指摘されていたと思いますが、14ページのグラフを見ても、北海道、東北、中国・四国。ですから、明示的にはないですけれども、多分北陸もそうだと思うんですけれども、スイッチングがゼロというか、数字が立たないという状況は、全面自由化になった後、普通に考えるとおかしいなと思うわけです。その検証をもうちょっときめ細かくやったほうがいいと思うんですが。

それで、12ページの地図を見ると、結局、今言ったエリアのところで新しく手が挙がっているところというのは、北海道を除くと、ないという、こういう状況になっていまして、問題は根本的に全然解決していないという感じになっているわけです。ただ、北海道でいちかた北電が手を挙げたのは、これはスタートアップ卸という、ここで作った制度がある意味で効いているわけで、なぜここでは効いて、ほかの地域ではそういう形で挙がらないのか。そこも考えてほしいと思います。

で思いますに、北海道の場合には他の地域と違って、北海道ガスが電力市場にきちんと競争を仕掛けていると、そういうことが背景にあって、それに対して北電の側も対応せざるを得ないというところがあると思いますが、ほかの地域はそういうことになっていないという。私は、ガス会社の側の責任も結構あると思っています。電力に入っていないという。その辺のところをきっちり見ていく必要がある。

仕掛けどころは、だからスタートアップ卸が有効かどうかというのをもうちょっと見ていただきたいのと、東北、北陸、中国については重要な県庁所在地の公営ガス事業者の民営化という問題が起きていまして、これが1つの競争のきっかけになる可能性がもしかするとあると。

福井のように供給するエリアの電力会社じゃない会社が出てくる場合にはいいんですが、他地域は分かりませんが、私はあまり言いにくい立場でもあるんですが、そこの御当地の電力会社を買う側に出来ますと、せっかくセット販売が可能になっても、電力料金もあまり下がらないんじゃないかという、こういう危惧があるんですけれども、その場合も含めて、そこが民営化されますと他社は入りやすくなると僕は思いますので、地域間の格差の問題はスイッチング卸のチェックと公営電気事業の民営化というものが競争促進効果をどれくらい持つのかというところを今後ぜひウオッチしていただきたいなと、こういうふうに思いました。

それから、振替供給の話は非常によく分かったんですけど、先ほど松村委員が言われたんですけど、今日の御説明で、どうしても原理的に矛盾していると思うのは、下堀さんが言われたのは、3年という根拠は、熱量調整設備を造るとしたら3年ぐらいかかりますよという話で、佐藤さんが言われたのは造れませんよという話をされたわけで、ここはどっちが本当なのかというのを知りたいなというところ。そう簡単に落としどころを決める前に、そこは議論を尽くしたほうがいいんじゃないかというふうに思いました。

それを議論していく上で何らかのバランスを取らなきゃいけないんだとすると、一般負担でどれくらい負担が、現実的に度合いがどれくらいなのかというようなデータがここで審議する上で必要なのではないかなと、そういうふうに思います。

そして、多分両方とも、千葉と川崎とかという話だと思うんで、工業地帯なんで、供給先、工

場のケースが多いと思いますので、この話は二重導管の話とすごく関わってきて、熱調が必要ないところに対する供給をどう増やしていくかという問題にもつながっていくのかと、こういうふうに思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

どうしますか。今コメントされますか。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。

まさに今橘川委員からおっしゃられたことのまず1つ、3年間の根拠ですけれども、まさに資料の42に書かせていただいて、これは1社のみならず、A、B、C、Dとありますけれども、旧一般ガス事業者と新規参入者にそれぞれ聞かせていただいて、熱調設備の増強、あるいは気化器の増設、あるいは熱調設備の新設、こういったものに大体2年前後かかるというのがヒアリング結果でございます。

様々なやり取りも含めて、バッファーを取っても、3年間というのは1つ妥当な期間かなと事務局として考えているということでございます。というのが1つでございます。

○山内座長

ありがとうございます。

私の認識では、次は佐藤オブザーバーの発言順位なんですけれども、発言されますか。後で全部まとめたのほうがいいですか。

分かりました。

それでは、次は又吉委員どうぞ。

○又吉委員

ありがとうございます。私も振替供給について2点コメントさせていただきたいと思います。

まず3つに整理してくださった検討課題につきまして、事務局案に異存はございません。

1点だけ追加でコメントさせていただくと、新規参入者の不当な振替供給可能量の開示要望を回避するために振替供給希望量の適切性、すなわち上限値を把握することを目的としているか否かについての判断手法やジャッジする主体につきましては、あらかじめ整理しておく必要があるのではないかと考えた次第です。

次に、34ページ目に整理いただいた振替供給に係るコストの考え方についてですが、基本的にこちらも事務局案の整理に異論はございません。

一方、既に法的分離を1年半後に控えている点も踏まえますと、導管事業者及び新規参入者双方の事業予見性確保の視点に立って、供給力を有しないエリアの振替供給コストを一般負担から特定負担等へシフトするといった経過措置解除条件などについては法的分離後の検証を待たずに、ある程度前もって整理しておくことも1つのオプションなのではないかというふうに考える次第です。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次は武田委員、どうぞ御発言ください。

○武田委員

聞こえますでしょうか。

事務局からお示しいただいた案は全体としてよく考えていただいて、よく練られていると思いました。それを前提に1点だけコメントさせていただきたいと思います。透明性の確保についてです。

透明性確保について、東京ガスの佐藤さんから情報開示を求めるとのお話がありました。考え方としては、振替供給制度が競争促進を目的としていて、情報開示が振替供給制度に付随的であるならば、情報開示を求めるのが筋であると思います。情報開示が必要ということです。

これに対して、既存の事業者が情報開示しないというのであれば、情報開示によって競争促進ではなく、むしろ競争制限効果、競争阻害効果が生じるということを示さなければいけないと思います。この点、ガス事業者の方の御意見をまだ聞いていないのですけれども、必ずしも情報開示をすることで競争制限効果、競争阻害効果が生じるというシナリオ、セオリーが示されていないのではないのでしょうか。

しかし、とはいえということなのですから、情報開示も競争促進の目的達成に比例的なものであるべきだということであれば、事務局がお示しいただいた案、すなわち40ページの案でいいのではないのでしょうか。すなわち、あけすけに情報開示を求めることまでは振替供給制度の趣旨達成に必要不可欠とは言えないとの整理もあるのではないかと考えます。折衷案としての事務局案に賛成ということです。

加えてですが、先ほど又吉先生が御指摘されましたけれども、振替供給可能性が真実であるのかということをどのようにチェックするのか。この点は気になりますので、追加で発言させていただきます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次は、山野委員どうぞ。

○山野委員

事務局の詳細な調査によりまして、2017年にガス小売の自由化後、11ページ以降に多くの新規参入者と多くのメニューなどで、需要家にとって種々の選択肢ができるようになって、13、14ページ、一部の地域でも差がありますけれども、商業用だとか家庭用が右肩上がりで自由化が確実に進んでいることが確認でき、ありがとうございました。

ただ、エリアによっては総需要量が異なりますので、大手の新規参入者がどの程度の販売量を確保されたのかを次回に提示願えればと思います。

また、新規参入者が一定の規模、先ほど大石委員も言われた基準、率と量の問題があると思いますが、エリアで持たれたときには、振替供給の議論の際には、大手の新規業者も十分な競争力とエリアにおける安定性確保に努力すべき立場であると考え、振替供給に頼らず本来あるべき姿の自社設備を早急に保有すべきだと思います。

一方、一定の規模を持たない新規参入者もあるので、事務局案の競争原理を働かすために、一般負担で3年の期限つきの案を支持します。

導管事業者も協力し、大手の新規参入者は3年を待たず、早期に十分な供給量を提供する自社設備を導入して、新規業者から供給を受けない人も費用を負担している不公平な一般負担を早期解消する努力をお願いします。

また、3年後に継続して一般負担を依頼せず、その後は相対的な対応をすべきだと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

次の御発言は柏木委員、どうぞ御発言ください。

○柏木委員

柏木です。

事務局の30ページの振替供給に関する問題で、原則が30ページの左方、振替供給（イメージ）というのが右方。それから、東京電力さんの2ページ目に振替供給の課題1というのがありまして、東京電力さんの2ページのほうは、右の下のほうに、例えば10万トンの供給力があって、そしてタンクを造ったと。ユーザーを営業で取ってきて、20万トン取ったと。この場合には、供給

力と需要量が違いますし、もうそのエリアの中で供給力を持ったと。この場合には、振替供給は×だというのが今現状。これを今の事務局資料の30ページの図に当てはめて考えてみますと、右方の振替供給（イメージ）のエリア2に製造B2というのが、これは例えば東電の10万トンだとして、そして、これに対応するユーザーが需要家Eとして、これが20万トンの需要を契約で取ってきた、幾ら幾らで取ってきたとする。本来は、これがこの左方の原則のように供給量を上回る、需要量を上回るだけの供給量を持った上でこの20万トンを取るというのが原則、経済、商行為上は妥当だと思うんですけども、今自由化を進めるためにこういう場合に対しても振替供給、この製造A2から足らない分を少し振替供給にしたらどうだという提案があったというふうに理解をしますと、原則としては供給量と需要量が、供給量が上回るような契約が必要なんですけれども、この場合に例えば一般の商行為でいけば、30ページの需要家Eの人は、例えば20万トンのうち10万トンは東京電力さんの供給量で、幾ら幾らで契約をして、残りの10万トンはおまかの、ここですと製造A2の方、A2、これはガス会社になるかもしれませんが、ここ10万トンを契約するということは今可能じゃないという理解でいいんですね。そこを需要家Eに振替供給は、値段（価格競争）の観念がここに入ってこないの、商行為の観念が消えているような気がするんです。

ですから、例えば需要家Eの20万トンが10万、10万で2つの契約と、2つの契約者とできるようにしておけば何ら問題はないんじゃないかと私は思うんです。そこら辺、もうちょっと明確にしていきたいということ。

それから、残量開示ということは、ある意味では戦略性にかなり影響が出てきますから、ここら辺のことにしましてはもう少し様子を見ながら検討すべきじゃないかと思います。前述の一番最初の業者と一つの需要に対して、契約をそれぞれ結ぶということに関しての現状について教えてください。

以上です。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。

今の御質問につきましては私の理解ですと、需要家Eは契約はもちろん、分けることは別に無理ではないんですけども、小売Yの方が需要家Eを営業活動などしてしっかり取ってきたので、その20万トンはやっぱり小売Yとして売りたいということだと思いますので。ただ、供給力が足りないというときに振替供給を受けるのか、別な手段があるのか、そのコスト負担はどうするのかという整理だと思ってしまして、できないということではなくて、ガス会社に売らせたくないんだと思いますけれども。

○柏木委員

分かりました。確かに、何にも持っていないときには振替供給で20万トン取れたにもかかわらず、少しでも供給力を持つことによって、こういう振替供給ができなくなるということに関しては、ここの矛盾はあると思うんです。ですから、それを是正するという点に関しては異論はないんですけれども、一般的な行為だとすれば、それぞれ需要家のほうが持てる量をそれぞれから取っていくことが通常だと思う。ただ、これが自由化を少し妨げるということなので、この3年間の猶予とか、そういう時間を持って振替供給という制度を設けたということであれば、今事務局の言っていることに対して異論はないということでもあります。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

男澤委員、どうぞ。

○男澤委員

ありがとうございます。私も振替供給に関して述べさせていただきます。

事務局で整理していただきました3つの点に関しまして、私も賛成です。

その上で2点コメントさせていただきます。

1つが検討課題（2）の利用条件の透明性確保のところですが、

事務局からの御説明、また本日、東電E P様の御説明を伺って、私も予見可能性を確保していくということは必要だというふうに理解いたしました。

ただ、又吉委員、武田委員からも御指摘がございましたところですが、製造設備という競争財に関する情報でございますので、本来の目的外といいますか、振替供給量の上限値を把握するような目的ですとか、そういったものに関してどのような形で、どこまで開示させるのかという実際の運用のところに関しては丁寧に詰めていただく必要があるかなというふうに思っております。

それからもう一点は、本日は類型②と③の議論ということで、直接類型①の議論ではないんですけれども、類型②、③に関して3年間なりという議論をする中で、私も類型①のところ、これがいつまで一般負担という形で振替供給を認めていくのかなということに関しては少し考えておりました。ただ、余力の範囲でということでございますので、新しいエリアに進出、本格的に出ていこうとすれば、供給力を確保していく必要があるということを踏まえれば、この類型①に関しては当面の間、こちらを認めていくということで理解した次第です。

ただ、事務局が書いていただいているとおりなんですけれども、一般負担としておりますので、公益にかなうものなのか、競争関係がどうなっているのかということに関しては、改めてきちん

と検証していく必要があると思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

委員は、あと二村委員いかがですか。御発言ございますか。

○二村委員

ありがとうございます。ほぼ皆様からの御意見で尽くされているかと思います。

私も競争状況のところで言いますと、地方ごとの格差というのが非常に気になっておりますので、この点について検証いただきたい。

それから、先ほどどなたかからもございましたが、新しくつくりました卸供給、ワンタッチ卸ですね。この制度がどれくらい有効に機能しているかというのは検証していただきたいなと思いました。

振替供給のところは、皆様から出た御意見でほとんどですけれども、これも情報の開示、先ほど東電EPの方から熱調設備を造るときに接続をうまくできないような条件があるというようなお話がありましたが、実際に競争を阻害しているような事例があるのであれば、具体的な事例として御検討いただくとか、あるいはこれは監視委員会のほうのmatterになるのではないかと思いますので、そこの課題の整理をしていただければと思いました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

では、委員の方の御発言、ほかに。よろしゅうございますか。

それでは、佐藤オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○佐藤オブザーバー

すみません、ありがとうございます。

プレゼンに加えまして、今回整理いただきました中で、振替供給制度について私から2点申し上げたいと思います。

1点目は、40ページの「振替供給可能量等の透明性確保」についてでございます。

今回、「振替供給依頼がされた量が物理的な上限値を超過する場合には、振替供給可能量を開示することが妥当ではないか」と整理いただいておりますが、至近で必要な振替量が振替不可となった時点で既に予見性が確保されているとは言えないのではないかというふうに考えております。

例えば、現状で100の振替供給を利用している小売事業者が1年先の販売計画を踏まえまして、200の振替検討を行ったとします。今回整理いただいた内容ですと、数か月の検討期間を経て、導管事業者から振替供給不可の回答とともに、振替可能量は150まで、すなわち残量は50と開示いただくことになります。この場合、導管事業者の検討に数か月要しておりますので、残量50を使い切るまで半年強しかなくなりまして、その期間で代替供給力を確保する必要がありますが、取引市場がないなどの状況では、この供給力確保は、供給量が確保できない場合も想定されます。

このように、開示された残りの振替供給可能量によっては、代替供給力の確保や設備建設が間に合わないなど、至近で取り得る策がない場合もあるため、上限値を超える場合だけでなく、振替供給可能な場合でも振替供給可能量を開示するなど、現実的な対応時間も踏まえた御議論をお願いいたします。

2点目は、41ページの「複数エリアに供給力を確保しようとする場合の振替供給可否」についてです。

今回の整理では、振替供給が複数エリアに供給力を持った事業者でも、一定期間一般負担での利用を可能にすることという案を整理いただきました。これは、振替供給を当面、一般負担と整理した際の論点でもあった小売間の活発な競争に資するものだと考えておりまして、新規事業者にとって歓迎される内容だと思っております。

一方で、42ページで、一般負担となる期間の例として、受入検討の回答から3年と記載されておりますが、バルブステーションの工事やそこまでの導管工事の期間として3年を超える回答も実際にあったことがございます。受入検討の回答から設備の新設までに3年を超えることもあり得るということも考えていただきたいと思います。

したがいまして、一般負担とする期間を検討するに当たっては、設備増強までの期間ではなく、小売間の競争状況、取引市場や強制的な玉出し制度などの創設といった供給力確保の容易性も考慮の上、総合的に御判断いただくことが望ましいというように考えております。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

あと沢田オブザーバーどうぞ。

○沢田オブザーバー

それでは、2点申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は改正法の施行状況のうち、幾つか御議論もいただきましたけれども、競争状況について、でございます。

以前にも申し上げましたが、都市ガスは電気と異なりまして、小売全面自由化以前から新築の際に、まずはお客さまに都市ガスを選択していただくためのエネルギー間の激しい競争にさらされております。また、都市ガスを御採用いただいた後、すなわち既築のお客さまでも設備改修時等にLPガスやオール電化などの他エネルギーへの切替えが進み、都市ガスお客さま件数が純減しているというエリアも存在いたします。地域ごとの格差というお話が先ほどありましたけれども、実はこうした傾向は都市ガスの新規参入が少ないエリアで特に顕著になっています。

そのため、都市ガス事業の競争を検証していただく際には、都市ガス間のガスとガスの競争だけではなくて、他エネルギーとのこうした激しい競争が存在していることも考慮していただければと考えております。

2点目は、需給状況のうち、振替供給に関して、でございます。

ガス小売事業者は供給力を自ら確保するのが原則であり、先ほど松村委員からは振替供給は余力の範囲内が前提というお話をさせていただきました。振替供給を実施する設備は、一般ガス導管事業者の設備ではなく、ガス製造事業者が保有する競争部門の財でありまして、振替供給を続ける目的で設置した設備ではないことは、改めて御理解いただければと思います。

事務局資料の34ページに、「供給力を有しないエリアへの振替供給コストは、当分の間、一般負担に整理する」という記載がありまして、私どもといたしましても、当面は御提案に沿って対応していく所存ですけれども、供給力を確保するには相対取引での卸供給などの手段もございますし、振替供給が想定される地域では、既にガス小売事業者間の競争が活発であるという状況も踏まえて、今後、振替供給の一般負担が常態化しないように御検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

ほかに御発言ありますか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

ちょっとこの会議とは関係なくなっちゃうかもしれないんですけども、熱まで含めるという話が最初にありましたんで、今の都市ガスと他エネルギーとの競争で、都市ガスから離脱するほうの件数で見ると、むしろ最近ではオール電化よりもLPガスのほうが大きいというような実情があって、なぜそれが起きるかというところ、賃貸住宅のところでLPガスのほうで、かつて無償配管と言われていた器具付き配管の問題がある。これが非常に不透明な取引になっていて、場合に

よっては、それが後付けで、ガス料金が入居した後非常に高くなるというような——まあ、事前に言うことになっているんですけれども、それがなかなか行き届いていないといえますか、そういう問題になることもあるし、一方で、エルピーガス振興センターの調査なんかによると、器具付きのところを、支出させられているにもかかわらず、L Pガス事業者の70%は料金に転嫁していないという、ちょっと本当かどうか分からないんですけれども、これは取引の優越的地位の濫用につながるような問題もあるということで、実は本当はガス市場制度というふうに言うのであれば、L Pガスの市場のところを国としてきっちりチェックする仕組みが必要なのではないかと、こういうふうに思っていますので。ここでやるとまた仕事が増えるから、ちょっと嫌なんですけれども、そういう問題があるということは申し上げておきたいと思います。

○山内座長

ありがとうございます。ごもっともな御指摘だというふうに思っております。

ほかにいらっしゃいますか。

事務局から全体を通じてコメントをいただければと思います。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。事務局の御提案にいろいろな御意見、賛同の御意見も大変ありがたいと思いますが、いろいろな詰めるべき論点がたくさん出てきたというふうに認識しました。しっかりいろいろなことを調査・整理、先ほどの3年間においてもいろいろな話があるというのは、事情をもう一回いろいろと精査させていただきながら、しっかりした案をまた次回お示ししたいというふうに思います。ありがとうございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

ほかに御発言がないようでしたら、これで今日の会議は終了とさせていただきますが、次回について事務局から御説明お願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

次回の日程につきましては、12月25日金曜日午前10時から12時までを予定しております。議題については、また改めて個別に御連絡をさせていただきます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第14回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了させていただきます。御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

午後5時35分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541